

19 監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規程により、平成19年1月31日に福岡市長から監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次の通り公表する。

平成19年3月12日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	保
同	竹	本	忠
同	福	田	弘
			健

1 監査報告と措置の件数

18 監査公表第8号（平成18年5月11日付 福岡市公報第5354号（別冊）公表）分
地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり 24件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第 1 18 監査公表第 8 号 (平成 18 年 5 月 11 日付 福岡市公報第 5354 号 (別冊) 公表) 分
 1 子どもプラザの開設

監査の結果	措置の状況
<p>ア 子どもプラザの施設・設備の状況について (意見)</p> <p>a 中央区子どもプラザについて</p> <p>(a) 中央児童会館の 3 階に開設されているが、建物にエレベーターが設置されていない。</p> <p>乳幼児を連れて階段で 3 階まで移動するのは保護者にとって負担になっている。</p>	<p>中央児童会館 2 階の事務室にある防犯カメラや同事務室につながる 1 階玄関横のインターホンを有効活用して、中央児童会館職員が来所者を補助する等の対応を行うこととした。</p>
<p>(b) 子どもの手が届く範囲の電気のコンセントについて、感電防止処理がなされていない。</p>	<p>コンセントにカバーを設置して安全対策を行った。</p>
<p>b 南区子どもプラザについて</p> <p>(a) 授乳の際は、主に遊びのスペースの一部に段ボールで作った壁で周りを囲っていた。</p> <p>プライバシー保護の面から不十分であり、利用しにくい状況が生じている。</p>	<p>利用者のプライバシーを十分に保護できるよう、授乳スペースに天井からカーテンを設置することとした。</p>
<p>(b) 屋外に砂場及びこれに付随して手洗い場が設置されていたが砂場の隔壁がコンクリート仕様で鋭角な構造になっており、平成 18 年 1 月の時点では危険であるということから使用されていない。</p> <p>なお、南区子どもプラザの建物はリース業者から借上げているものであるが、平成 18 年 2 月に当該業者に依頼し、安全対策として鋭角部分が人口芝シートで覆われている。</p>	<p>平成 18 年 2 月に、安全対策として、砂場隔壁の鋭角部分を人口芝シートで覆って早急に対処した。</p>

<p>(c) 屋内照明の蛍光灯がむき出しの状況であり、子どもが投げたおもちゃが当たった場合等は、割れたガラスなどによる事故が発生する可能性があった。</p>	<p>南区子どもプラザは、保育所施設等と同程度の天井の高さ2.7メートルを確保しており安全上問題ないと判断していたが、さらに安全性を確保するために、子どもがおもちゃ等を投げたりしないよう注意を促す対応を行うこととした。</p>
<p>c 城南区子どもプラザについて</p> <p>(a) 城南保健福祉センターの中に旧会議室等を利用して設置されており、面積は市内の子どもプラザの中で最小であり、子どもの遊びのスペースが十分確保できていなかった。スタッフから聴取したところによると、利用者が多いときは、来所しても中を見ただけで帰る親子もいるということであった。また、スタッフの事務スペースも他の区と比較すると非常に狭く、事務作業等が十分に行えない。</p> <p>保健福祉センターと併設されていることで、子どもの定期健康診断時に利用の促進を図ることができたり、相談等の事業の迅速な連携を図ることができるといった利点はあるものの、“乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場”という目的を果たすには施設面積が不十分ではないかと思われた。</p>	<p>現在の子どもプラザの改築・移転を計画する際には、乳幼児親子が安心して気軽に利用できる遊び場としての設置目的を十分に果たせるよう、施設の広さ、設備の内容、交通の利便性等を十分検討することとした。</p>
<p>(b) 保健所と共用の廊下にカーテンで囲いをして授乳スペースとしていた。</p> <p>プライバシー保護の面から不十分であり、利用しにくい状況が生じている。</p>	<p>利用者のプライバシーを十分に保護できるよう、パーティションで間仕切ることとした。</p>

<p>各子どもプラザにおいて、事故などの発生が予想される危険な箇所等については早急に対処されたい。</p> <p>また、今後、新たな子どもプラザの設置場所を選定する際及び施設の整備や、現在の子どもプラザの改築・移転を計画する際には、設置目的を充分果たせるよう、施設の広さ、設備の内容、交通の利便性等を充分検討するとともに、「福岡市子ども総合計画」に掲げられた“子育てバリアフリーのまちづくり”という点にも十分配慮されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>事故などの発生が予想される箇所等については、すべて早急に対処した。</p> <p>また、今後、新たな子どもプラザの設置場所を選定する際や現在の子どもプラザの改築等を計画する際には、乳幼児親子が安心して気軽に利用できるよう、また、子育てバリアフリーのまちづくりという観点からも十分配慮する。</p>
<p>イ 子どもプラザの運営について（意見）</p> <p>(ア) 子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供の推進について</p> <p>市から各子どもプラザの受託者に対して、開設当初はまず遊び場としての機能の充実に力点を置くようとの指導がなされたこともあり、まだ登録者は少なく、利用もほとんどない状況であった。</p> <p>子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供は、子育て支援活動を行いたい者と、地域で子育て活動を行っている団体等とを結びつける取組みであり、子育て活動を支援する区の拠点としての子どもプラザの大きな柱の一つとなる事業であることから、今後、積極的な事業の推進に取り組みされたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>福岡市ボランティアセンター(福岡市社会福祉協議会)や福岡市NPO・ボランティア交流センター等の既存の情報を有効活用するとともに、「絵本の読み聞かせをしてもらいたい」や「おもちゃ作りの講師の情報を知りたい」といった子どもプラザ利用者のニーズに合った人材の登録を推進し、情報提供を行っていくこととした。</p>

<p>(イ) 来所者等の個人情報について(意見)</p> <p>各子どもプラザでは、感染症の発生など不測の事態が発生した際に来所者へ連絡がとれるようこの受付簿を保管・管理している。受付簿については、各子どもプラザで鍵付きのロッカー等で適切に保管していたが、南区子どもプラザにおいては、この受付簿の情報をパソコンに入力し、データ管理を行っていた。</p> <p>近年、インターネットを通しての個人情報の漏洩や、個人情報を記録した媒体を持ち出したときの紛失等の事件が多発している。</p> <p>今後、個人情報の漏洩防止のため、個人情報の取扱や保護方法について十分検討し、受託団体への指導に当たられたい。</p> <p>(こども未来課)</p>	<p>受託団体へは、個人情報保護の重要性を周知徹底し、鍵付きのロッカーに保管する等の適切な個人情報の取り扱いや保護方法について指導を行った。</p>
<p>(ウ) インターネット等の活用について(指摘)</p> <p>南区子どもプラザにおいては、その開設までにこども未来局が行うべきであったインターネット利用のための契約手続きが、現地調査を行った平成18年1月13日まで完了しておらず、「インターネットによる情報の提供」はできない状況であった。(平成18年3月インターネット接続完了)</p> <p>また、城南区子どもプラザにおいては、インターネットの接続は可能な状態ではあるが、事務スペースが狭隘なためパソコンを設置する場所がなく、インターネットの利用ができない状況であった。さらに、当該子どもプラザ</p>	<p>すべての子どもプラザにおいて、利用者がインターネットを利用しやすい条件の整備を図った。</p> <p>今後、新たな子どもプラザの開設にあたっては、インターネット接続環境を速やかに整備するよう努める。</p> <p>また、各子どもプラザの運営団体へは、情報セキュリティ等の重要性を周知徹底し、適切な備品管理及び情報管理の指導を行った。</p>

<p>においては子育て情報誌の作成やその他の通常事務のため、委託先の職員がパソコンを自宅に持ち帰り作業を行っていたが、情報管理の観点から不適切な取扱であった。</p> <p>現在、インターネットは情報の収集・提供手段として非常に身近で、有効なものとなっている。</p> <p>今後、本市の業務を委託するにあたっては、仕様書等に示す業務内容を受託者が履行するために必要な条件を整え、インターネット等ITの活用をより一層図ることができるよう環境を整備されたい。また、パソコン等については、情報管理の観点から適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	
<p>ウ 利用者の安全確保について</p> <p>(ア) 消火・避難訓練について（意見）</p> <p>南区子どもプラザにおいては平成17年12月末日現在、消防計画の作成及び訓練が実施されていなかった。また、西区子どもプラザにおいては、運営委託団体が自主的な研修として防災訓練を実施していたが、消防計画の作成や管理者である市が主体となった訓練は平成17年12月末日現在行われていなかった。</p> <p>なお、平成17年9月にこども未来局の職員が防火管理者になるための資格を取得しており、両子どもプラザについては当該職員を防火管理者とし、平成18年3月に消防計画を作成し、同月消火・避難訓練を行っている。</p> <p>子どもプラザの利用者は、一般に災</p>	<p>現在、すべての子どもプラザにおいて、防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練等を実施しているところである。</p> <p>今後とも、消防計画の作成と当該計画に基づく消火・避難訓練の早期実施に努め、利用者の安全確保に努める。</p>

<p>害弱者といわれる乳幼児や妊婦が多数利用していることも踏まえ、管理責任者である市は、新たな子どもプラザの開設にあたっては、消防計画の作成と当該計画に基づく消火・避難訓練の早期実施に努められたい。</p> <p>(こども未来課)</p>	
<p>(イ) 防犯対策について(意見)</p> <p>西区子どもプラザについては保健福祉センターから離れて設置されており、また、入り口がスタッフや利用者から見にくい位置関係になっている。このため、西区子どもプラザの受託者は西区長あてに緊急ベルの配備や防犯カメラの導入等を内容とする要望書を提出している。</p> <p>現在、子どもを巻き込む犯罪の多発・凶悪化等が大きな問題になっていることから、今後、子どもプラザの運営にあたっては、防犯対策についても十分配慮されたい。</p> <p>(こども未来課)</p>	<p>単独で設置している東区、南区及び西区の子どもプラザについては、機械警備において非常用押しボタンを設置した。非常時には、警備会社へ直接通報することができ、現場に急行してもらうよう防犯対策を行うこととした。</p> <p>今後、利用者の安全確保には十分配慮していく。</p>
<p>エ 「公の施設」としての位置づけについて(意見)</p> <p>子どもプラザについては「福岡市子どもプラザ事業実施要綱」に基づき設置されており、地方自治法第244条に規定された「公の施設」としての位置づけは行われていない。</p> <p>公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設をいうものであり、子どもプラザについては、乳幼児親子の遊び場、乳幼児親子の交流の場といった住民の福祉を増進さ</p>	<p>子どもプラザは、各区においてその「事業」を実施することを主たる目的としている。「施設」の整備については、既存施設を活用するなど、「子どもプラザ事業」を実施していくための手段として柔軟に対応していく方針であり、また、特定の団体に場所を貸すことは考えていないことから、総務企画局法制課等との協議のうえ、公の施設として位置づけないこととしている。</p> <p>なお、今後、子どもプラザとしての役割等の拡大、充実を図る必要性が生じた場合は、位置づけについても改めて検討する。</p>

<p>せるための施設的な役割を果たすことも、その設置の一つの大きな目的としており、利用者の視点からも施設を利用することを目的として来所しているという面も否定できないのではないかと考えられた。</p> <p>公の施設については、設置及び管理に関する事項を条例で定めることとされており、その位置づけが明確になる等の効果もあることから、今後、子どもプラザの充実を図る中で、公の施設としての位置づけについても再度検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

3 留守家庭子ども会事業の推進

監査の結果	措置の状況
<p>ア 施設の老朽化について（意見）</p> <p>21年以上経過している施設は22か所と全体の21.8%を占めており、また、16年から20年を経過しているプレハブ施設は全体の23.8%であり、両者をあわせると45.6%と全体の約半数を占めている。平成14年度から平成16年度までのプレハブ施設の建て替え等の実績を見ると、平成14年度は3か所、同15年度、16年度はともに4か所にとどまっている。</p> <p>今後、留守家庭子ども会の施設については、児童の安全で快適な保育環境の維持のため、長期的な視点に立って計画的に、空き教室のさらなる活用も含め改善に取り組まされたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p>	<p>今後は、平成3年度以前に建築された旧タイプの留守家庭子ども会施設については、改築に努めるとともに、空き教室の活用についても検討していく。</p>

<p>イ 平成16年の補助金について（指摘）</p> <p>a 留守家庭子ども会収支計算書については、補助金の精算の際の内容等の精査を行うため、各留守家庭子ども会運営委員会から提出を求めているものであるが、実査日現在（平成17年12月6日）において、見あたらないものがあった（4件）。</p> <p>b 運営委員会への補助金の使途について「運営委員会会議費補助金の使途についての基準」が設けてあるが、補助金の使途として不適切な香典代に使われているものがあった（1件）。</p> <p>c 各子ども会運営委員会が連合会に提出した留守家庭子ども会収支計算書の金額と、連合会が市に提出した事業実績報告書に添付された留守家庭子ども会補助金執行額集計の金額が異なるものがあった（7件）。市は連合会が提出した事業実績報告書に基づき補助金の額を確定していた。</p> <p>連合会は、各子ども会運営委員会から提出される留守家庭子ども会収支計算書について、十分な精査を行っているとは認められない。連合会は平成15年度の監査委員による財政援助団体監査においても、子ども会運営委員会から提出された事業実績報告書の十分な精査が行われていないとの指摘を受けている。</p> <p>連合会を通して各子ども会運営委員会に補助されている経費については市の補助金であることを考慮し、実績報告については十分精査されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p>	<p>各留守家庭子ども会運営委員会からの事業実績報告書については、内部のチェック態勢の強化等により十分な精査を行った。</p> <p>また、平成18年9月からの事業の見直しに伴い、事業実施形態を補助事業から委託契約へと見直し、各運営委員会へは委託料を支払うこととした。その事業実績の確認方法等については、より適正な執行を図っていく。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ウ 今後の留守家庭子ども会事業について（意見）</p> <p>「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」については、留守家庭子ども会事業の拡充を目的とするものであり、次世代育成支援に関するアンケートにおいて要望が多かった土曜日の開設、利用時間の延長にも対応する内容となっている。</p> <p>平成18年9月からの条例の施行を控え、規則等の細目の策定に向け検討中であるが、検討中の事項の中には利用料の減免基準など利用者の関心の高いものも多い。これらの事項を速やかに決定されるとともに、利用者の理解が得られるよう十分な説明を行われるなど、事業の充実や円滑な実施に向け努力されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p>	<p>今後とも、利用者のニーズ等を把握しながら、留守家庭子ども会運営委員会や保護者等に対し、十分な説明を行うとともに事業の充実に努めていく。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

4 昼間校庭開放事業

監査の結果	措置の状況
<p>ア 目標値の設定について（意見）</p> <p>当該事業においては「継続実施」として実施小学校数の「140校」での事業継続を事業の成果目標としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、具体的な数値目標等の設定が可能であれば設定し、その達成に向け事業に取り組むことが必要である。</p> <p>現在、昼間校庭開放の実施が必要な140校全ての小学校で既に実施されており、今後、昼間校庭開放利用者数などの他の指標により事業の成果目標を設定</p>	<p>目標値の設定については、今後、小学校児童一人当たりの利用回数など当該事業の成果を示す指標を検討のうえ、目標の設定に努めていく。</p>

<p>すべきではないかと思われた。</p> <p>(こども未来課)</p>	
<p>ウ 昼間校庭開放指導員及び遊びの巡回教室講師の研修会への参加について(指摘)</p> <p>こども未来局においては、校庭開放事業の目的、内容等を正しく認識することにより、指導員としての資質の向上を図ることを目的として、昼間校庭開放指導員の新任者及び現任者を対象とした研修会を実施している。</p> <p>また、遊びの巡回教室の講師を対象として、事業についての内容や子どもの遊びの実技指導を内容とする講習会を実施している。</p> <p>上記講習会の平成17年度における対象者の参加状況をみると、昼間校庭開放事業の新任者については85.5%、現任者については84.7%の参加率となっているが、遊びの巡回教室の講師については研修受講対象者の54.0%しか受講していなかった。</p> <p>昼間校庭開放事業の新任者及び現任者研修についての参加率については高率ではあるものの、当該研修については上記のような目的を持つとともに、怪我等の際の応急手当の実技を含むものであり、さらなる参加率の向上が望まれる。また、遊びの巡回教室の講師の研修会の参加者数については、対象者の半数強であり、非常に低い参加率となっている。</p> <p>今後、当該研修の意義や重要性を踏まえ、参加率向上のためより一層努力されたい。</p> <p>(こども未来課)</p>	<p>校庭開放指導員の新任者及び現任者研修については、特段の事由により参加できなかった指導員に対して、別途予備研修を実施している。</p> <p>また、遊びの巡回教室講師研修については、早期に通知を行うことにより日程調整を促し、研修日直前に再度通知を送付することにより、研修の参加率向上に努めた。</p>
<p>エ 不審者侵入時及び事故発生時の緊急連</p>	

<p>絡体制について（意見）</p> <p>「平成17年度福岡市校庭開放事業のてびき」において、不審者の侵入があった場合には、直ちに警察に通報すること及び重大な事故の発生時には消防署(119番)等に連絡をすることとされている。</p> <p>また、近くに公衆電話がない場合については、各校庭開放運営委員会の中で具体的な緊急連絡体制を作り（近隣の公民館などの公共施設や民家等の電話の使用を予め依頼しておくなど）、校庭開放指導員に周知徹底することとされているが、こども未来局においては、各校庭開放校における上記の緊急連絡体制づくりの状況について把握されていなかった。</p> <p>校庭開放実施中は教職員が不在で校舎が施錠されており、学校の通信手段の利用が難しい日が多く、また、公衆電話についても以前に比べ減少していることから、公衆電話での対応や緊急連絡体制づくりが難しい校庭開放校もあるのではないかとと思われる。今後、地域の実状や状況の変化に応じ、常に実効性のある各校庭開放校における緊急連絡体制を維持する必要があり、緊急連絡体制の把握と実効性の検証に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>校庭開放運営委員長・事務担当者会議で、緊急時の対応について、周知・徹底を図り、連絡体制についても、校庭開放運営委員会の中で、再度確認するよう依頼しており、今後、各校区の連携体制の把握や実効性の検証に努めていく。</p> <p>なお、平成18年9月からの留守家庭子ども会事業の土曜日開設に伴い、留守家庭子ども会指導員と連携を図り、留守家庭子ども会入会児童と校庭開放参加児童との一体的な見守りや安全管理に努めている。</p> <p>さらに、不審者の侵入等の緊急時の対応として、留守家庭子ども会と共有の「緊急通報システム」の導入をし、子どもたちの一層の安全確保を図っている。</p>
<p>オ 福岡市校庭開放事業補助金について（指摘）</p> <p>各校庭開放運営委員会から提出された平成16年度事業決算報告書及び金銭出納簿の備考欄、摘要欄には会議名のみが記載され、具体的な内容について記載されていないものなどが多く見受けられた。また、25,500円の全額が食糧費に充</p>	<p>補助金の使途については、助成額の算定根拠を明示し、バランスの良い支出を行う旨、福岡市校庭開放事業の手引きに掲載し、校庭開放運営委員長・事務担当者会議において指導を行った。各校庭開放運営委員会からの事業実績報告書については、十</p>

<p>てられているもの（指導員研修会 1 回，運営委員会 2 回実施，1 件），指導員研修会参加費という名目で計 6 名分 6,000 円が支払われているもの（1 件）などが見受けられた。補助金の交付団体である連絡会の会計経理事務が適正に行われているかどうか，市は指導・監督するとともに，実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。今後，連絡会に対して，適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>分な精査を行い，適正な執行に努めている。</p>
<p>カ 校庭開放運営委員会の構成について（意見）</p> <p>各校庭開放校には，校庭開放事業の円滑かつ効果的な運営並びに実施に当たるため「校庭開放運営委員会」が設置されている。当該委員会の委員は「福岡市校庭開放事業実施要綱」に掲げられた者のうちから当該校長の推薦により福岡市が適当と認めた者をあてるとされているが，平成 17 年度において 9 名の委員の内，事務担当者（学校職員）1 名を除く，全ての委員が校庭開放指導員で構成されている校庭開放運営委員会（1 か所）があった。</p> <p>運営委員会の任務には，利用の改善や指導員の推薦及び適正な配置を図ること，学校，地域，団体等との連携を図ることなどがあるため，構成員については特定の者に偏ることなく，広く他の地域団体等の者についても構成員とするよう留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>校庭開放運営委員長・事務担当者会議にて，校庭開放事業実施要領の中で示している構成メンバーの指針に沿った構成となるように依頼した。</p>

キ 利用状況の把握について（指摘）

昼間校庭開放事業の利用者の統計については、各実施校から提出される校庭開放日誌の数値に基づき作成されている。

しかしながら、校庭開放校によって少年スポーツ団体等の利用者数を校庭開放日誌に計上しているところ、計上していないところがあった。また、同じ校庭開放校においても、指導員により当該少年スポーツ団体の計上の取り扱いが異なっているなど、利用状況が正確に把握されていなかった。

今後、こども未来局においてマニュアルを作成し、校庭開放日誌への統一した利用者数の詳細な記載や、計上を行うよう校庭開放指導員に指導する等により、昼間校庭開放事業の正確な利用状況の把握に努められたい。

（こども未来課）

校庭開放指導員全員に配布している校庭開放指導員手帳に校庭開放日誌の記載方法及び記載上の注意事項を掲載するとともに、校庭開放指導員研修の中で、説明を行い、適切な取り扱いの周知徹底を図った。

また、青少年育成コーディネーターによる巡回中の個別指導強化に努めた。